

東三河広域連合監査公表第1号

地方自治法第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和4年11月28日

東三河広域連合監査委員	古池弘人
同	喚田孝博

定例監査の結果について

第1 監査の対象

- (1) 総務部〔総務課〕
- (2) 税務事業部〔徴収課〕
- (3) 住民生活事業部〔消費生活課、旅券センター〕
- (4) 福祉事業部〔介護保険課、監査指導課、障害福祉課〕
- (5) 都市計画事業部〔都市計画課〕
- (6) 会計課
- (7) 議会事務局
- (8) 選挙管理委員会
- (9) 監査委員事務局
- (10) 公平委員会

第2 監査の期間

令和4年8月29日～令和4年10月25日

第3 監査の方法

東三河広域連合監査基準に準拠して、各部局・委員会に共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼において監査を実施した。

第4 監査の結果

各部局・委員会所管の事務処理について、抽出した予算執行事務及び事務事業を監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部において次のとおり改善又は留意す

べき事項が見受けられた。

総 務 部

《総務課》

意 見

1 地方創生事業の実施状況について

東三河ブランド推進事業の業務仕様書において、テストマーケティングの開催曜日など経費算定に関わる事項を明記せず広域連合と協議としているが、入札条件が曖昧となり適正な競争が阻害されるおそれがあるので、できる限り事業内容を示すなど適切な事務処理に努められたい。

また、テストマーケティングと東三河物産展開催事業は、物販を通し東三河の特産品のPRという点で同じであり実施内容も類似している。今後、両事業の違いを明確にするなり事業を統合するなど、考え方を整理するよう努められたい。

2 契約事務について

地域産業人材育成業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約しているが、理由書の記載が不十分である。履行可能な者が一者に特定される場合にはその根拠を整理し理由を具体的に記載するなど、随意契約ガイドラインに基づき適切な事務処理に努められたい。

都市計画事業部

《都市計画課》

意 見

1 契約事務について

航空写真撮影およびDMデータ修正業務において、仕様書第19条（成果品の帰属）には「受託者が独自に開発したソフトウェア等の成果品」とあるが、第40条（成果品）にはソフトウェアについては納入すべき成果品として記載されていない。成果品の帰属については、入札条件を示す重要な条項であり曖昧な表現は、競争を阻害するおそれがあるため、仕様書の作成においては十分なチェック体制を保持し適切な事務処理に努められたい。